

4 理学部専門教育課程試験規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、理学部専門教育科目の試験について定める。

第2章 試験・受験資格

(試験の種類)

第2条 試験の種類は、定期試験・中間試験・最終授業時試験・追試験とする。

(試験の時期)

第3条 定期試験は、春学期に講義が終了する科目については春学期末、その他の科目については学年末に行う。

2 前項の試験にかえ、もしくはこれに加えて随時必要と認められる試験（中間試験・最終授業時試験）を行うことがある。

3 追試験は、春学期末、学年末の定期試験終了後に行う。

(試験方法)

第4条 試験の方法は、筆記試験・レポート試験・口頭試問による。試験によらず、平常点等によって評価する場合もある。

2 他学部および学校・社会教育講座の履修科目の試験は、その科目の設置された学部等の試験規定による。

(受験資格の喪失)

第5条 次の者は、受験資格を失う。

- 1 学生証不携帯の者
- 2 当該科目の履修登録を完了していない者
- 3 当該試験期間に休学中・停学中の者
- 4 出席その他、当該科目の担当教員があらかじめ指示した受験資格要件を欠く者

(出校停止による受験不可)

第5条の2 インフルエンザ、麻しん等、学校保健安全法の定める学校感染症（学校において予防すべき感染症）に罹患中の者は試験を受験することができない。

第3章 筆記試験・レポート試験の施行

(試験日時の掲示)

第6条 定期試験等の日時は、その都度理学部掲示板に発表する。

(試験日時の重複)

第7条 理学部専門教育の試験が他学部において受験すべき試験と時間的に重複する場合は、教務事務センターにあらかじめ試験時間重複特別試験受験申請書を提出しなければ

ならない。

- 2 前項に該当する者は、その科目について実施される試験時間重複特別試験を受けるものとする。

(試験時間重複特別試験)

第8条 次条に定める試験時間重複特別試験の受験資格に該当し、かつ、各学部等が許可した場合、試験時間重複特別試験を実施する。

(試験時間重複特別試験の受験資格)

第9条 試験時間重複特別試験を受験できる者は、受験すべき定期試験(5大学間単位互換制度による科目等の他大学履修科目や、本学と他大学等との共同実施科目を含む。以下本章において同じ。)を次の事由で受験できなかった者に限る。

(1) 受験すべき定期試験の実施時間が重複したとき。

(2) 受験すべき定期試験が同日中に異なる校地で複数科目実施される場合であって、その場合の校地移動時間に不足が認められたとき。

- 2 前項第1号において、学生の所属学部の科目と他学部の科目の試験が重複する場合、本学は当該学生に対し、後者の科目を定期試験期間内に受験させ、前者の科目を試験時間重複特別試験で受験させるものとする。ただし、特段の事情があると本学が認める場合は、この限りでないものとし、その場合は当該学生に対して別途指示を行う。

- 3 前項の規定は、本学の科目と他大学履修科目、または本学と他大学との共同実施科目が重複する場合、他学部を他大学、学生の所属学部を本学と読み替える。

- 4 第1項2号において、校地移動時間に不足が生じた場合は、実施される時限が先の試験を定期試験期間内に受験し、実施される時限が後の試験を試験時間重複特別試験で受験するものとする。

(試験時間重複特別試験受験手続)

第10条 試験時間重複特別試験を受験する者は、当該学期の定期試験実施期間の最初の日から1週間前までに、試験時間重複特別試験申請書を提出しなければならない。ただし、申請締切日以降に、試験時間が変更されたことにより前条の事由が発生した場合には、当該試験実施日の翌日から2日以内に提出しなければならない。

(学生証の携帯・提示)

第11条 受験者は、学生証を携帯しなければならない。ただし、「臨時学生証」を所持する場合は除く。

- 2 受験者は、受験中、学生証または「臨時学生証」を机上に提示しておかなければならない。

(入室)

第12条 受験者は、試験開始の10分前には、指定の試験会場に入室していなければならない。

(遅刻者)

第 13 条 遅刻者の入室は認めない。ただし、試験監督者の許可を得た場合に限り、試験開始後 15 分までは、入室することができる。

2 15 分を経過した場合は、試験監督者の指示に従うものとする。

(退室)

第 14 条 受験者は、試験開始後 30 分を経過しなければ退室することはできない。

(退室命令)

第 15 条 試験場においては、すべて試験監督者の指示に従わなければならない。

(入院その他のやむを得ない事由による試験の欠席)

第 16 条 入院その他のやむを得ない事由により、定期試験、最終授業時試験を受験できなかった者は、試験実施日の翌日から 1 週間以内（翌週の同じ曜日まで。締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日まで）に追試験受験申請書を提出しなければならない。

(レポート提出方法)

第 17 条 レポートは、担当教員の指示に従い提出するものとする。

2 「レポート試験」として発表されたものについては、理学部指定のレポート表紙を綴じ付け、指定期間内にレポート提出証を添えて提出しなければならない。

3 病気その他のやむを得ない事由により、本人が提出できない場合は、代理人による提出を認める。

第 4 章 追試験および再試験

(追試験)

第 18 条 入院その他のやむを得ない事由により、定期試験もしくは最終授業時試験を受験できず、第 7 条による試験時間重複特別試験受験申請書または第 13 条による追試験受験申請書を提出した者に対して、追試験を行う。

(追試験の受験資格)

第 19 条 追試験を受験できる者は、別表に掲げる事由の場合とする。

(追試験の対象科目)

第 20 条 追試験対象科目は、試験方法発表時に、筆記試験もしくは口頭試問として発表され、追試験対象科目に指定された、定期試験科目および最終授業時試験科目とする。

(追試験の受験手続)

第 21 条 追試験を受験する者は、試験実施日の翌日から 1 週間以内（翌週の同じ曜日を含む。なお、締切日が窓口業務を行わない日の場合はその翌日までとし、以下本章における日付の満了日について同じ。）に追試験受験申請書を提出し、かつ、別表に掲げる証明書等で、試験欠席理由を証明しなければならない。

(再試験)

第 22 条 再試験は、これを行わない。

第5章 不正行為

(不正行為者への退室命令)

第23条 試験中、不正行為とみなされる行為が発見された場合には、監督者は、その受験者を直ちに退室させることができる。

(受験資格の喪失)

第24条 受験中に不正行為を行った者は、当該学期の全学共通科目英語単位認定試験、全学共通カリキュラム英語単位認定試験および当該試験期間の筆記試験全科目の受験資格を失い、その成績は、全て不合格となる。

2 レポート・レポート試験、平常点科目、口頭試問等、原則として筆記試験以外の方法のみによって成績評価を実施する科目については、不正行為以前の成績評価は有効となる。

(処分の決定)

第25条 不正行為を行った者の処分は、その者の所属する学部教授会がこれを決定する。

2 不正行為の処分は、原則として停学とする。

附 則

1 本規則は、1997年4月1日から施行する。

2 経過措置

1997年度1年次生から、本規則を適用する。

1998年度以降は、全学生に本規則を適用する。

ただし、4年次生学年末追試験受験資格ならびに受験可能単位数に関する制限は、1998年度・1999年度においてはこれを設けない。

附 則

本規則は2004年4月1日から施行する。

附 則

本規則は2006年4月1日から施行する。

附 則

本規則は2007年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2018年4月1日から施行する。

附 則

本規則は、2022年4月1日から施行する。

〈別表：追試験受験申請書添付書類〉

	試験欠席事由	添付すべき証明書類 事由によっては、立教大学が記入用紙を作成する場合がある
(1)	入院またはそれに準ずる登校不能（風邪・下痢等の一時的な疾病は含まない）ただし、 必修科目 、 先修科目 については、欄外*を参照	入院先機関の発行する入院証明書 注1)
(2)	インフルエンザ、麻しん等、学校保健安全法の定める学校感染症（学校において予防すべき感染症）の罹患による登校不能 注2)	医師の「診断書」 注3) 「治癒証明書」 注4)
(3)	忌引（保証人、配偶者および3親等以内の血族または姻族に限る）（法事は含まない） 注5)	本人と保証人の署名・捺印のある書類（様式は自由、本人との続柄を明記）およびその事実を明らかにするもの（死亡に関する公的証明書もしくは会葬礼状等）
(4)	交通機関の30分以上の遅延	交通機関発行の遅延証明書
(5)	重大な災害による登校不能	官公庁発行の被災証明書
(6)	学校・社会教育講座の各種実習・体験等	実習・体験期間証明書
(7)	就職試験（学部4年次生で就職試験の日程が変更できない場合に限る。セミナー、複数企業の合同説明会、OB・OG訪問等は含まない）	本人が受験したことを証明する受験先機関発行の証明書（就職試験の場所、日時を明記、社印が押印されていること）
(8)	他大学大学院入学試験	受験票のコピー
(9)	日本代表としてのスポーツ公式競技への参加	派遣元団体が大学に宛てた公文書
(10)	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭、または裁判員に選任された公判のための裁判所への出頭	裁判員選任手続期日における裁判所への出頭の場合、出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」、裁判員に選任された場合、出頭した裁判所の発行する裁判員職務従事期間についての「証明書」
(11)	上記10事項に準ずる事由	原則として、事前の届出に対して審査を行うので、池袋キャンパス教務事務センターに問い合わせること。

***必修科目、先修科目については、医師の診断書がある病気・けがによる登校不能についても欠席事由とする。**（数学科および生命理学科の選択科目1（2010年度以降入学者）は先修科目として扱う。）

先修科目とは、ある科目を履修するための条件として、先立って単位を修得しておくことが必要な科目をいう。具体的には、科目設置学科の規定を参照すること。

- 注1) 上記(1)の場合の入院証明書・医師の診断書は、試験を欠席した日の入院・病気・けがを証明する内容であること。
- 注2) 上記(2)に該当した場合には、すみやかに池袋キャンパス教務事務センターに連絡し指示を受けること。なお、罹患中に試験を受験した場合には、その試験は無効となる。
- 注3) 上記(2)に該当した場合の医師の診断書において、罹患時と治癒時の受診医療機関が異なった場合は、治癒時の医療機関において「罹患期間についての証明」が受けられない場合があるので注意が必要である。受診医療機関を変更する場合は、罹患時に受診した医療機関が発行する「罹患日記載がある『診断書』」を必ず取得しておくこと。こうすることにより、罹患時に取得した「診断書」と治癒時に受診した医療機関が発行する『治癒日と登校可能日の記載がある「診断書」』の2種類をもって「罹患期間についての証明」とすることが可能となるためである。
- 注4) 上記(2)に該当した場合の「治癒証明書」の書式は、SPIRIT 教務部ページからダウンロードすること。

http://www.rikkyo.ac.jp/support/academic_affairs/academic_division/

- 注5) 3親等以内の血族または姻族とは次を指す。

血族—父母・子，祖父母・兄弟姉妹・孫，曾祖父母・伯叔父母・甥姪・曾孫

姻族—配偶者の父母・子の配偶者・配偶者の子（配偶者の前婚における子など），配偶者の祖父母・配偶者の兄弟，姉妹・孫の配偶者・配偶者の孫（配偶者の前婚における孫など）・兄弟姉妹の配偶者，配偶者の曾祖父母・配偶者の伯叔父母・配偶者の甥姪・曾孫の配偶者・配偶者の曾孫（配偶者の前婚における曾孫など）・甥姪の配偶者・伯叔父母の配偶者